

## ○林業公社の設立許可その他の指導監督について

(昭和40年4月1日 40林野政第708号)  
林野庁長官より都道府県知事あて

許認可等臨時措置令施行規則の全部を改正する省令(昭和40年農林省令第2号。昭和40年3月18日公布。昭和40年4月1日施行)第2条および第3条に基づいて民法(明治29年法律第89号)第1編第2章の公益法人の設立許可その他の指導監督権限が都道府県知事に移譲されることになったが、いわゆる林業公社(造林事業を行うことを主たる目的とし、都道府県が重要な構成員または設立者となっている民法上の公益法人たる社団法人または財団法人をいう。以下「公社」と称する。)の設立許可その他の指導監督にあたっては、従来からの同公社に対する当庁の方針(別紙)に十分御留意のうえ行なわれたく願います。なお、造林の促進等のための施策の実施に必要であるので設立された林業公社の活動について、毎事業年度の事業計画および造林の進捗状況を林野庁長官あてに報告願いたい。

### 別 紙

#### 林 業 公 社 に つ い て

##### 第1 公社についての基本的考え方

一 今後の林政の展開は、林業基本法の示す方向にそって行なうべきであり、造林事業も、林業経営の健全な発展を図る趣旨と合致した型態で推進すべきである。

したがって、民間における造林事業は、できるかぎり林業従事者または林業従事者の組織する森林組合等の自主的協業体によって担われることが望ましいし、また、そのような型態で推進されるよう地方公共団体においてもこれを助長すべきである。

二 しかし、資金上の制約、組織の弱体等の現況からみて、当面森林組合等による自主的造林が困難であるものを対象として急速かつ計画的に拡大造林を推進するためには、公社型態によらざるをえない場合がある。

造林事業における公社の役割は、このような補完的なものであるから、公社設立の必要性と相当性については、具体的に判断する必要がある。

##### 第2 公社の目的および対象林野

公社は、山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として（主たる対象は、森林開発公団による造林の対象林野以外の公有林野、入会林野とする。）急速かつ計画的に拡大造林を行なうとともに、あわせて地元住民の福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。

### 第3 公社の自主性の確保

公社は、都道府県とは別個の独立の法人格を有するものであるから、公社の自主性を確保するため、公社の意思決定に際しての議決権の過半数を当該都道府県で占めるとき構成をとらないものとする。

### 第4 社員構成

公社が社団法人の場合にあつては、公益法人としての性格にかんがみ、その社員構成について、特定の利益のみを代表するものにならないよう、また、営利法人を原則として参加させないよう留意するものとする。

### 第5 収益配分または収益配当についての制約

公社は、公益法人としての性格にかんがみ、次の事項を厳守するものとする。

- (1) 現物または金銭等の名目のいかんを問わず収益の分配は絶対にしないこと。
- (2) 出資の返還にあたっては、利子を含ませないこと。
- (3) 役職員の報酬は、社会的にみて妥当なものであること。

### 第6 森林組合との調整

公社の設立許可その他の指導監督にあたっては、森林組合等の林業従事者の自主的協業体の事業と競合しないよう配慮するとともに、これが振興に資するよう努力するものとする。

### 第7 入会林野等を対象とする場合の留意点

入会権等の慣習的権利に係る林野を対象とする場合には、その権利関係の複雑さに留意し、将来の紛争を生ぜしめないため契約の相手方、契約内容等を明確に規定するよう十分に配慮するものとする。